

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の考え方

※「●」は従うべき基準、「○」は参酌すべき基準

1 総則

項目	国基準概要	市の考え方（案）
最低基準の目的	○ 市町村が条例で定める基準（最低基準）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する。	国基準のとおり
最低基準の向上	○ 市長村長は、市町村児童福祉審議会等の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ○ 市長村長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	国基準のとおり
最低基準と家庭的保育事業者等	○ 家庭的保育事業者等は、市町村が定める最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ○ 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	国基準のとおり

<p>家庭的保育事業者等の一般原則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ○ 地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ○ 自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ○ 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ○ 事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。（居宅訪問型保育事業を除く） ○ 構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 	<p>国基準のとおり</p>
<p>保育所等との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、集団保育の体験の機会設定、相談に関する支援、代替保育の提供、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。 	<p>国基準のとおり</p>
<p>家庭的保育事業所等と非常災害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育事業所等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、訓練等をするように努めなければならない。 ○ 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。 	<p>国基準のとおり</p>
<p>家庭的保育事業等の職員の一般的要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育事業者等において保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の倫理及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 	<p>国基準のとおり</p>

家庭的保育事業等の職員 の知識及び技能の向上等	○ 職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。また、家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	国基準のとおり
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	○ 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ施設及び職員の一部を兼ねることができる。 ● ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用者乳幼児の保育に直接従事する職員についてはこの限りではない。	国基準のとおり
利用者を平等に取り扱う原則	● 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国基準のとおり
虐待等の禁止	● 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国基準のとおり
懲戒に係る権限の濫用禁止	● 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国基準のとおり

衛生管理等	<p>○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○ 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>○ 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>○ 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>○ 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	国基準のとおり
食事	<p>● 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。</p>	国基準のとおり
食事の提供の特例	<p>● 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、食事の提供を搬入施設において調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>① 食事の提供の責任が家庭的保育事業者にあり、管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容が確保されていること。</p> <p>② 栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③ 調理業務の受託者を、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>④ 年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた給食の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができること。</p> <p>⑤ 食を通じた健全育成を図る観点から、発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	国基準のとおり

	● 搬入施設は、連携施設、同一又は関連法人が運営する小規模保育事業等、義務教育諸学校又は共同調理場。	
利用乳幼児及び職員 の健康診断	○ 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ○ 職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	国基準のとおり
家庭的保育事業所等 内部の規定	○ 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	国基準のとおり
家庭的保育事業所等 に備える帳簿	○ 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	国基準のとおり
秘密保持等	● 家庭的保育事業等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ● 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	国基準のとおり

<p>苦情への対応</p>	<p>○ 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○ 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第 24 条第 6 項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>国基準のとおり</p>
---------------	--	----------------

2 家庭的保育事業

<p>設備の基準</p>	<p>○ 家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとする。</p> <p>①乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>②専用の部屋の面積は、9.9 m²（保育する乳幼児が 3 人を超える場合には 1 人につき 3.3 m²を加えた面積）以上であること。</p> <p>③乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>④衛生的な調理設備【従うべき基準】及び便所を設けること。</p> <p>⑤同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む）があること。</p> <p>⑥庭の面積は、満二歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m²以上であること。</p> <p>⑦火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>職員</p>	<p>● 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。</p> <p>● 家庭的保育者は、市町村が行う研修（市町村が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者で、以下のいずれにも該当する者。</p> <p>①保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。</p> <p>②法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号のいずれにも該当しない者。</p>	<p>国基準のとおり</p>

	<p>●家庭的保育者一人が保育できる乳幼児は3人以下。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下。</p>	
保育時間	<p>○家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定める。</p>	国基準のとおり
保育の内容	<p>●家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	国基準のとおり
保護者との連絡	<p>○家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	国基準のとおり

3 小規模保育事業

(1) 通則

小規模保育事業の区分	<p>●小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。</p>	国基準のとおり
------------	---	---------

(2) 小規模保育事業A型

<p>設備の基準</p>	<p>○ 小規模保育事業所A型の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>②乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>③乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>④満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備【従うべき基準】及び便所を設けること。</p> <p>⑤保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>⑥保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑦乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階以上に設ける建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか所定の防火設備などが備わっていること。</p>	<p>国基準のとおり</p>
--------------	--	----------------

職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ● 小規模保育事業所A型については、保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 乳児 おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ● 保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。 	国基準のとおり
準用	「2 家庭的保育事業」における保育時間、保育の内容、保護者との連絡の規定を準用する。	国基準のとおり

(3) 小規模保育事業B型

職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ● 小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 乳児 おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人 ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人に1人 ● 保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。 	国基準のとおり
----	--	---------

準用	「2 家庭的保育事業」における保育時間、保育の内容、保護者との連絡の規定を準用する。 「(2) 小規模事業所A型」における設備の基準の規定を準用する。	国基準のとおり
----	--	---------

(4) 小規模保育事業C型

設備の基準	<p>○ 小規模保育事業所C型の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乳児又は満2歳に満たない幼児 乳児室又はほふく室（1人につき3.3平方メートル以上）、調理設備【従うべき基準】及び便所、保育に必要な用具</p> <p>②満2歳以上の幼児 保育室又は遊戯室（1人につき3.3平方メートル以上）、屋外遊戯場（1人につき3.3平方メートル以上）、調理設備【従うべき基準】及び便所、保育に必要な用具</p> <p>③保育室等を2階以上に設ける建物は、小規模保育事業所A型に掲げる要件に該当するものであること。</p>	国基準のとおり
職員	<p>● 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>● 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	国基準のとおり
利用定員	●小規模保育事業所C型は、その利用定員を6人以上10人以下とする。	国基準のとおり
準用	「2 家庭的保育事業」における保育時間、保育の内容、保護者との連絡の規定を準用する。	国基準のとおり

4 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 第 5 項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育 ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育 	国基準のとおり
設備及び備品	○ 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事務所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	国基準のとおり
職員	● 居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人とする。	国基準のとおり
居宅訪問型保育連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、その状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。 ● 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 	国基準のとおり
準用	「2 家庭的保育事業」における保育時間、保育の内容、保護者との連絡の規定を準用する。	国基準のとおり

5 事業所内保育事業

<p>利用定員の設定</p>	<p>○ 事業所内保育事業者は、利用定員に応じ、本省令で定める数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人～5人	1人	6人～7人	2人	8人～10人	3人	11人～15人	4人	16人～20人	5人	21人～25人	6人	26人～30人	7人	31人～40人	10人	41人～50人	12人	51人～60人	15人	61人～70人	20人	71人以上	20人	<p>国基準のとおり</p>
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																											
1人～5人	1人																											
6人～7人	2人																											
8人～10人	3人																											
11人～15人	4人																											
16人～20人	5人																											
21人～25人	6人																											
26人～30人	7人																											
31人～40人	10人																											
41人～50人	12人																											
51人～60人	15人																											
61人～70人	20人																											
71人以上	20人																											
<p>設備の基準</p>	<p>○ 保育所型事業所内保育事業所(利用定員が20人以上の事業所内保育事業所)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乳児又は満2歳に満たない幼児 乳児室(1人につき1.65平方メートル以上)又はほふく室(1人につき3.3平方メートル以上)、医務室、調理室【従うべき基準】、便所、保育に必要な用具</p> <p>②満2歳以上の幼児 保育室又は遊戯室(1人につき1.98平方メートル以上)、屋外遊戯場(1人につき3.3平方メートル以上)、調理室【従うべき基準】及び便所、保育に必要な用具</p> <p>③保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか所定の防火設備などが備わっていること。</p>	<p>国基準のとおり</p>																										

職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。 ● 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ● 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 	国基準のとおり
連携施設に関する特例	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、集団保育の機会の設定や助言等の支援、代替保育の提供に関しては、連携施設による連携協力を求めることを要しない。 	国基準のとおり
準用	「2 家庭的保育事業」における保育時間、保育の内容、保護者との連絡の規定を準用する。	国基準のとおり
職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模型事業所内保育事業所（利用定員が19人以下の事業所内保育事業所）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ● 保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人 	国基準のとおり

	<ul style="list-style-type: none"> ● 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 	
--	--	--

6 附則

施行期日	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。	国基準のとおり
食事の提供の経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、自園で調理を行っていない場合については、施行の日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。 	国基準のとおり
連携施設に関する経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合には、施行の日から5年を経過する日までの間、確保しないことができる。 	国基準のとおり
小規模保育事業B型に関する経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業における保育従事者は、施行の日から5年を経過するまでの間、家庭的保育者又は家庭的保育補助者を保育従事者とみなす。 	国基準のとおり
利用定員に関する経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育事業C型にあつては、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人以上15人以下とすることができる。 	国基準のとおり